

		マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書
1	保有対象者	◆マイナンバーカードを取得して保険証利用登録を行った方	◆すべての加入者 ※今年度（12月1日までの加入者）は、全加入者に交付（以降は新規加入時に交付）	◆オンライン資格確認を受けられない方 ※マイナ保険証未保有者、マイナンバーカード未保有者など
2	取得方法	◆自治体に交付申請（原則、窓口受取）	◆健保が申請によらず交付	◆マイナ保険証未保有者などに対し、健保が申請によらず交付 ※マイナ保険証を紛失、更新中または老人施設入居者などは申請交付
3	・用途 ・使用方法	◆医療機関窓口資格確認時に、顔認証付きカードリーダーに置いて利用 ※自身が同意することにより、医療機関に過去の医療情報の提供が可能	◆このお知らせのみでは受診不可 ※カードリーダーが未設置施設などでオンライン資格確認が不可の場合のみ、マイナ保険証と併せて提示して受診	◆医療機関窓口資格確認時に提示 ※医療機関への自身の医療情報の提供は不可
4	掲載事項	◆氏名・生年月日・性別・住所	◆氏名・被保険者記号番号・保険者名	◆氏名・生年月日・性別・被保険者記号番号・保険者名
5	様式・素材	◆カードのみ	◆A4紙	◆A4紙
6	発行開始時期	◆利用開始済み	◆2024年9月～ ※その他、2024.12.2以降、新規加入時などに交付	◆2024年12月2日～ ※基本的には経過措置が終了する2025年12月1日のタイミング、その他新規加入時などに職権交付
7	有効期限	◆電子証明書は5年間 ※更新時は市区町村で手続きが必要、未更新のままだと利用登録が解除され資格確認書が職権交付	◆記号番号等に変更がない場合は在職中 使用可 ※定年再雇用や任継の場合など、被保険者記号番号変更時は新規に交付	◆当健保は原則5年 ※更新あり
8	その他	①マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合、窓口でスマートフォンの画面または資格情報のお知らせの用紙を提示 ②上記①が不可能な場合は、被保険者資格申立書を提出		①退職時には全加入者分を必ず返還 ②ただし、有効期限を経過したものは不要